検討段階	1 社内検討	・ 社内でAEO制度への参加について検討 ・ 管轄税関のAEO担当部門に相談	• 面談日時の設定
税関と面談 電話・メール	意思確認現状把握	・税関との面談・事業概要・会社組織の説明・申請について社の方針の決定 (全社的取組みが必要)	• AEO制度の趣旨、目的、必要事項の 説明
税関と面談 電話・メール	③ 体制の整備	・ 法令遵守体制の整備→ 総括管理部門、法令監査部門の設置	各部門の独立性・中立性(牽制効果)の確認
不具合があれば再検討	④-1 法令遵守規則 (CP) 業務手順書の 整備	・法令遵守規則 (CP) の作成・CPに付随する各種業務手順書 (ドラフト版) の作成・各部門における業務実態との整合性 及び実効性の確認	・以下の点について確認→ 必要事項の記載→ CPと業務手順書の整合性
	同 時 4-2 自己評価	・ CPの記載内容等に関するチェック シートによる自己評価	• チェックシートの内容について確認 及び助言
	④-3 実地調査	・事業部門での業務内容とCP、業務手 順書との整合性の証明	CP及び業務手順書の実効性・継続性の確認セキュリティ対策の確認
申請	(5) 申請	・承認又は認定申請書及び関係書類の 提出	・承認又は認定申請書及び関係書類の 受理・提出された書類の審査
承認又は認知	⑥ 承認又は認定		• 承認又は認定通知書の交付
繰り返し	⑦ 監査	・監査手順書に基づき、計画的に内部 監査の実施 → 承認又は認定後における実務とCP 及び業務手順書の整合性を確認する ため、チェックシート等に基づき監 査し、監査結果を税関へ報告	 事後監査の実施 → CP等に基づき適性な業務が行われているか → 監査結果の講評 → 業務改善の求めの発出(適正な業務が行われていない場合)
※②面談から⑥承認又は認定までの所要期間・・・1年~2年			

(承認又は認定までの所要期間はこれまでの実績によるもので、事業者の状況や取り組みによって異なります。)

事業者

スケジュール

税関